

建設機械施工における

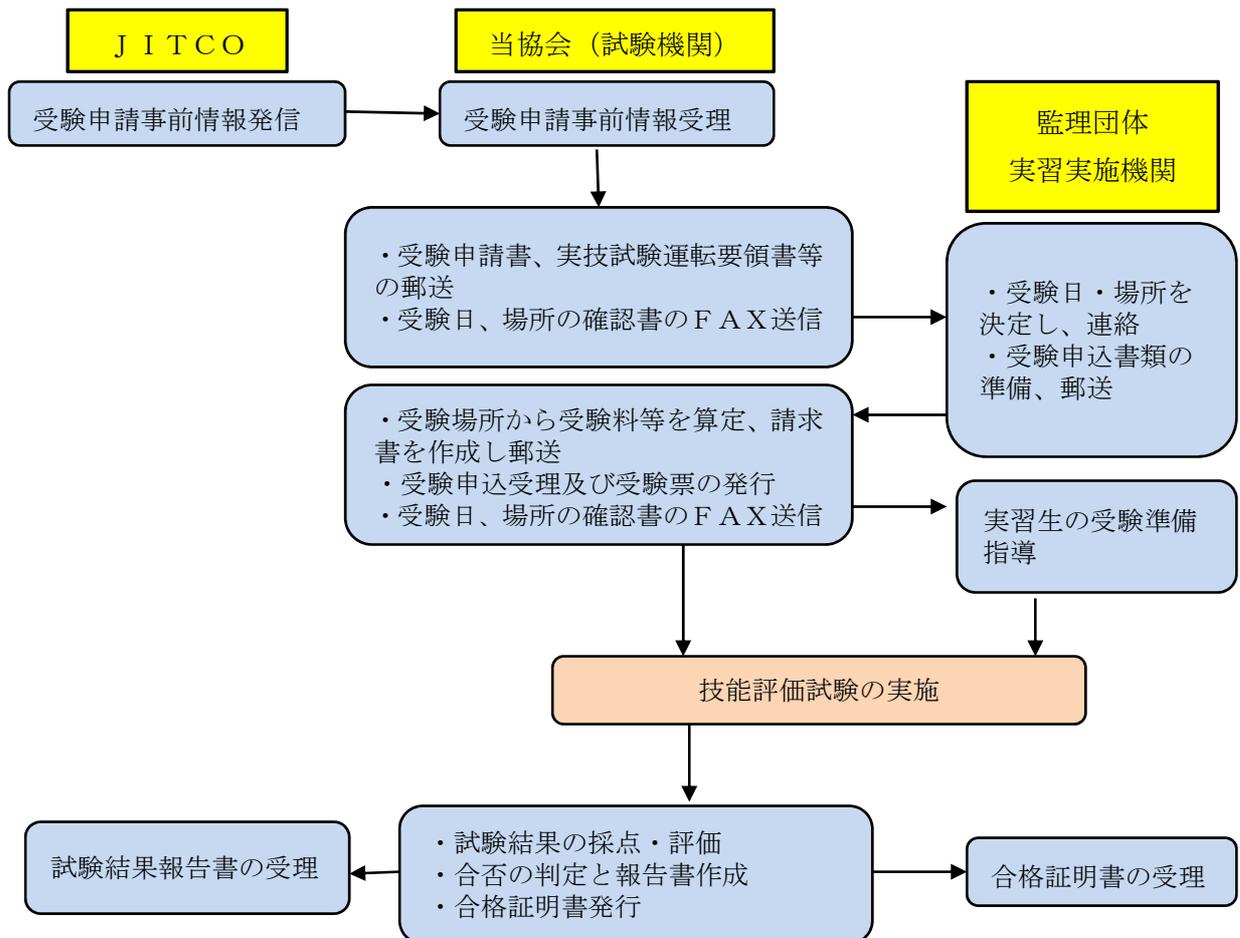
外国人技能実習生の技能評価試験実施について

建設機械施工分野における、技能実習生の技能評価試験については、技能実習生1号から2号への移行に伴い受験する初級技能評価試験と、現状では制度改正に伴う法案審議待ちの状況にありますが、技能実習期間を5年間に延長するに伴い受験する専門級試験の2種類があります。

I. 初級技能評価試験（技能実習生1号から2号への移行に伴って実施する試験）

1. 試験実施のフロー

この初級技能評価試験は、公益財団法人国際研修協力機構（以下、「JITCO」という。）から発信される「受験申請事前情報」から始まり、各監理団体及び実習実施機関と連絡を取り合って、種々の受験手続を進めて、試験を実施し、その結果をJITCOに報告するとともに、監理団体もしくは実習実施機関あてに判定結果を通知するとともに「合格証明書」を発行し、完了となります。



図－1 技能評価試験の流れ

2. 受験手続の案内について

受験手続の開始は、JITCOから「受験申請事前情報」が配信されてからとしています。

当協会（試験機関）は、この「受験申請事前情報」を受理した段階で、該当する監理団体宛に以下の文書を郵送します。

「受験手続の案内」

「受験申込書」用紙 ※用紙は当協会ホームページからダウンロードしてください（両面印刷）

「建設機械施工実技試験運転要領書」

「当協会ホームページ上の受験準備情報の検索方法」

また、事前情報に記載されている試験実施予定期間（入国後10ヶ月目）を考慮した、受験日の提案を、当協会よりFAXにて監理団体宛に送信します。

監理団体では、これらの情報に基づいて、実習実施機関と協議し、試験実施日・場所を確定して当協会に実施予定日の**30日前**までにFAXにてご連絡下さい。

当協会では、試験日・場所の確定連絡を受理した段階で、「受験料等の案内書」を作成し、請求書とともに監理団体宛に郵送します。

「受験申込書」の送付及び「受験料等」の振込が完了、確認できた段階から、試験実施に向けた準備を開始します。

「受験申込書」及び「受験料等」の送付・振込の期限を、試験実施日の**14日前**までとしています。この両者が確認できた段階で、「試験実施日」の確定とします。

受験日の確定後は、監理団体・実習実施機関では、実習生の受験準備を指導し、受験日を迎えるのが適切かと存じます。

試験実施後は、当協会にて試験結果の採点・評価を行い、JITCO宛には「試験結果報告書」を、監理団体宛には「合格証明書」を郵送して、一連の試験が完了となります。

受験申込に関する一連のタイムスケジュールを図-2に示します。

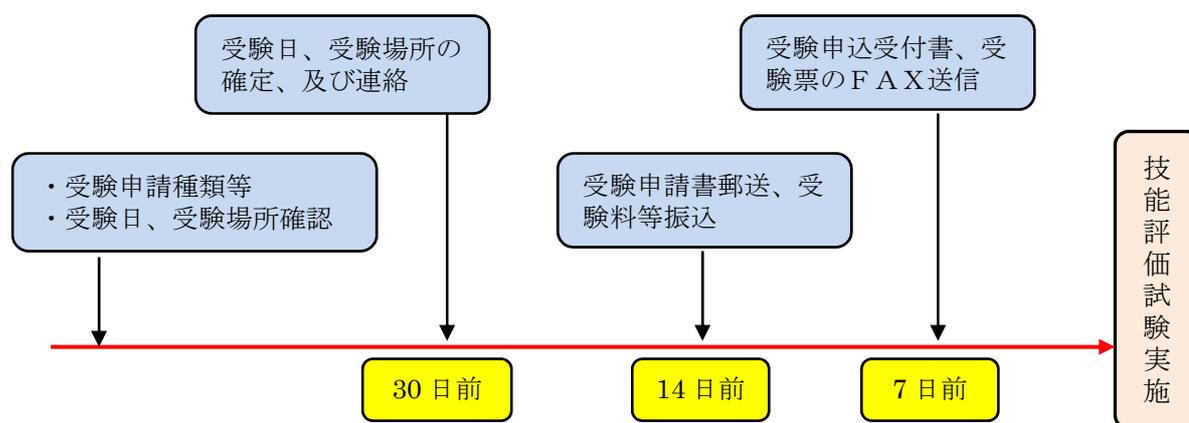


図-2 技能評価試験実施までのタイムスケジュール

3. 試験の実施について

派遣型試験（当試験機関より監理団体等で指定する試験場所へ試験監督員を派遣する従来方式の試験）の場合は、派遣先試験会場近傍の最寄駅（鉄道駅）を指定して下さい。この最寄駅から先の案内は、監理団体に一任します。

定期試験（当協会準備する施設において実施する試験）については、当協会ホームページ上に試験時期を掲載しています。試験会場を準備できないなどの場合は、こちらの試験方式での受験を勧めます。当協会準備する会場、機械設備であることから、機械の操作方式はJ I Sに沿った方式であり、その他の操作方式には対応しておりません。

4. 試験実施不可能になった場合の措置について

試験実施が不可能になる場合には、天候・交通機関の問題などで実施できなくなる場合と、受験者の疾病や逃亡といった状況による場合が考えられますが、以下のような対応とします。

(1) 試験を取りやめる場合

受験者の帰国、逃亡などにより、事件実施が不可能になった場合については、その事象が発生し、当試験機関に連絡が入った時点で、下表のような対応とします。

	取消し連絡の状況（試験実施日に対して）		
	4～14日以上前	3日前まで	試験当日まで
受験料	返却	半額を返却	返却せず
試験官派遣費	返却	返却	
交通費	手配済航空券との取消手数料を差引く	手配済航空券との取消手数料を差引く	
宿泊費	取消手数料を差引く	取消手数料を差引く	
日当	返却	返却	

(2) 受験者数の変動（少なくなった場合）

受験者の一部が帰国、逃亡などにより、受験者数が減少した場合については、受験者数の変動だけであり、試験は予定通り実施するものであることから、減少した受験料のみについて下表のような対応とします。

	受験者数変動の連絡の状況（試験実施日に対して）		
	4～14日以上前	3日前まで	試験当日まで
受験料	返却	半額を返却	返却せず

(3) 試験実施日に変更が生じた場合

試験実施日に変更が生じたケースでは、以下のような対応をします。

- ① 監理団体・実習実施機関と協議し、試験実施日を再設定します。
- ② 変更の生じた事由により、費用負担について次の通りとします。
 - ・変更不可能な切符（先割航空券等の手配）を手配している場合、その取消手数料を請求します。航空機利用の場合、早割・バック等の利用により交通費を抑えていますので、受験料等の案内作成に取り掛かった段階では、これら切符の手配が完了してい

ます。

- ・ 宿泊施設等を予約している場合で、取消手数料が発生する場合は、これを請求します。

- ・ 試験日変更に伴う受験費用は再度設定します。当初請求額と異なる場合は、その差額分の請求もしくは払戻を致します。